

広島県選挙管理委員会告示第八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、福山市選挙管理委員会から報告があつた。

令和五年三月二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
伊勢丘交流館	福山市伊勢丘四丁目6番1号	令和5年2月9日
加茂交流館	福山市加茂町字芦原491番地1	令和5年2月9日
東交流館	福山市東町三丁目7番53号	令和5年2月9日